

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>、<u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護（川崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第82号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）又は<u>指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第205条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人又はその</p>	<p>○川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第76号 (職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置くものとし、その職員の員数はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営が見込まれ、かつ、入所者の処遇に支障がない場合に限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1人 (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な員数 (3) 生活相談員 ア 常勤換算方法で、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。 イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。 (4) 支援員 ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であって、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第81号）第238条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）又は<u>外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（川崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第83号）第228条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）</u>）の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15人又はその端数を増すごとに1人以上とすること。</p>

改正後	改正前
<p>端数を増すごとに1人以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項、第2項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければ</p>	<p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上</p> <p>(6) 栄養士 1人以上</p> <p>(7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当な員数</p> <p>2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 生活相談員</p> <p>ア 常勤換算方法で、1人に、入所者の数が30人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>イ 生活相談員のうち入所者の数が100人又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。</p> <p>(2) 支援員</p> <p>ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。</p> <p>イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。</p> <p>(3) 看護職員</p> <p>ア 入所者の数が100人以下の盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人以上とすること。</p> <p>イ 入所者の数が100人を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2人に、入所者の数が100人を超えて100人又はその端数を増すごとに1人を加えた員数以上とすること。</p> <p>3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数とする。</p> <p>4 第1項、第2項、第8項及び第10項の「常勤換算方法」とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。</p> <p>5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければ</p>

改正後	改正前
<p>ばならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	<p>ばならない。ただし、当該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>
<p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p>	<p>6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、医師を置かないことができる。</p>
<p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム</u>であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p>	<p>7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、<u>外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホーム</u>（以下「外部サービス利用型養護老人ホーム」という。）であって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。</p>
<p>8 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホーム</u>に置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。</p>	<p>8 <u>外部サービス利用型養護老人ホーム</u>に置くべき生活相談員の員数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の員数から、常勤換算方法で、1人を減じた員数とすることができる。</p>
<p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤の者でなければならない。</p>
<p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p>	<p>10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上とする。</p>
<p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p>	<p>11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。</p>
<p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p>	<p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p>

改正後	改正前
<p>については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(2) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(3) 診療所 事務員その他の従業者 (生活相談員の責務)</p> <p>第23条 養護老人ホームの生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 <u>指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の規定に基づく生活相談員を置いていない場合にあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。</u></p>	<p>については、本体施設が次に掲げる施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(2) 病院 栄養士(病床数100床以上の病院の場合に限る。)</p> <p>(3) 診療所 事務員その他の従業者 (生活相談員の責務)</p> <p>第23条 養護老人ホームの生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。</p> <p>(3) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。</p> <p>2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。</p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員が前2項に規定する業務を行うものとする。</u></p>

「川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正」
に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

厚生労働省において、平成27年4月1日に施行された、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例についての改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
意見の募集期間	平成27年5月8日（金）～平成27年5月22日（金）
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（ソリッドスクエア10階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・本市ホームページ ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所（市政資料コーナー） ・健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（ソリッドスクエア10階）

3 結果の概要

御意見はありませんでした。

4 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電 話：044-200-2469

FAX：044-200-3926

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について ～市民の皆様から意見を募集します～

厚生労働省において、平成 27 年 4 月 1 日に施行された、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例についての改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

1 条例改正時期

公布の日（省令の基準は施行済みであり、緩和する内容であるため速やかに施行する）

2 募集期間＜予定＞

平成 27 年 5 月 8 日（金）から平成 27 年 5 月 22 日（金）まで

※養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布が平成 27 年 4 月 1 日であることから、川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例を改正することが急務であるため、意見募集期間が 30 日未満となりました。

3 資料

- (1) 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の改正の概要
- (2) 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正（新旧対照表）

4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

- (1) 電子メール（専用フォーム）
インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。
- (2) FAX（書式自由）
FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）
- (3) 郵送・持込み（書式自由）
郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
持込み 川崎市幸区堀川町580番地 ソリッドスクエア10階
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

6 意見の締め切り

平成 27 年 5 月 22 日（金）（郵送の場合は、当日必着です。）

※直接お持ちいただく場合には、5 月 22 日（金）の 17 時 15 分までとします。

7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

電話：044-200-2469 FAX：044-200-3926

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の改正の概要

1 一部改正の経緯

従来、サービス提供の前提となる人員基準・設備（施設）基準とサービス提供についての運営基準は、一律に厚生労働省令（国の基準）で定められていましたが、平成24年の制度改正に伴い、これらの基準は指定権者（川崎市）が条例で制定しております。この度、厚生労働省において、平成27年度の介護報酬改定に係る改定と併せて、社会保障審議会介護給付分科会の審議を踏まえ、関係省令の所要の改正を3年に1度行ってきており、施設基準等についても各サービスの改正が行われたところです。

そこで、厚生労働省において平成27年4月1日に施行された、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本市条例についての改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

2 基準省令(国)と条例(市)の関係

今回の改正は、厚生労働省から示される「基準省令の改正」を基に本市条例を改正することが求められています。また、実際に改正する際に、その内容によって次のような条件がつけられています。

区分	従うべき基準	標準	参酌すべき基準
法的効果	必ず適合しなければならない基準	通常よるべき基準	十分参酌しなければならない基準
条例で異なるものを定めることの許容の程度	法令の基準と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容	法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由の範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容	法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることは許容

3 本市における条例改正の考え方

〈基本方針〉

介護サービスの提供を多様な実施主体（事業者）に担わせることによって、利用者のニーズに応じたサービスの確保及びサービスの質の向上を図ることとしています。この制度の趣旨を踏まえて、過剰な義務付け等の追加は基本的に行わず、必要最低限のルールを定めた厚生労働省令の改正を踏襲することを基本方針とします。

4 改正する条例の基となる厚生労働省令

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日外厚生省令第19号）

5 改正する介護保険法に基づく基準等の条例

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月14日条例第76号）

6 主な改正内容

(1) 職員の配置の基準【従うべき基準】

- ア 支援員（介護保険サービスの基準にはない職種）の員数を計算する際の、一般入所者※の定義を改めるもの。
※一般入所者とは、養護老人ホームの入所者のうち、当該施設において介護保険サービスを受けている者を除いたものをいう。
- イ 介護保険サービスを行う養護老人ホームにあっては、入所者の処遇に支障がない場合は、専従で常勤の主任生活相談員は当該事業に係る他の職務に従事することができるとするもの
- ウ 介護保険サービスを行う養護老人ホームにあっては、通常置くべき生活相談員の員数から常勤換算方法で1人を減じた員数とすることができるとするもの

(2) 生活相談員の責務【参酌すべき基準】

介護保険サービスを行っている養護老人ホームにあっては、(1)ウの第13条第8項の規定により1人を減じた結果として、生活相談員を置いていない場合があるが、その場合は主任支援員が生活相談員の業務を行うものとするもの

7 施行期日

公布の日（省令の基準は施行済みであり、緩和する内容であるため速やかに施行する）